

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 平成29年度 美里町特別職の職員の報酬等審議会
- 2 開催日時 平成29年11月24日(金)
午後2時から午後2時30分まで
- 3 開催場所 美里町役場本庁舎3階大会議室
- 4 会議に出席した者
 - (1) 委員 大村涼子、小野俊次、笠松清、渡邊新美
 - (2) 事務局 総務課 伊勢課長、高橋課長補佐
 - (3) その他 佐々木副町長
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
 - (1) 会長の選出 公開
 - (2) 職務代理者の指名 公開
 - (3) 議事録署名人及び会議書記の選出 公開
 - (4) 諮問事項の審議 公開
- 6 非公開の理由 なし
- 7 傍聴人の人数 なし
- 8 会議資料
 - 資料1 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
 - 資料2 美里町特別職の給与、報酬等改定状況
 - 資料3 期末手当支給率改定による影響額
- 9 会議の概要
 - 議事の概要
 - (1) 会長は、笠松委員とする
 - (2) 職務代理者は、大村委員とする。
 - (3) 会議録署名委員は小野委員、渡邊委員とし、会議録書記は事務局とする。
 - (4) 諮問事項について事務局の説明に基づき審議を行い、異議がない旨答申した。

【発言内容の記録】

伊勢課長 それでは、美里町特別職の職員の報酬等審議会を開催させていただきます。まず初めに、美里町長の相澤清一からごあいさつを申し上げますところですが、相澤町長は公務出張中のため、代わって副町長佐々木守からごあいさつを申し上げます。

佐々木副町長 委員の皆様こんにちは。総務課長が申しあげましたとおり、町長があいさつ申し上げますところでもありますけれども、副町長の佐々木守でございますが御挨拶申し上げます、美里町特別職の職員の報酬等審議会委員の委嘱に当たり、一言、御挨拶申し上げたいと存じます。

 本日はお忙しい中、この会にお集まりいただきましてありがとうございます。皆様には、日頃から本町の行政運営につきまして、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

 さて、平成28年8月8日に人事院から一般職の国家公務員を対象とした給与勧告がなされました。

 本町におきましては、これまでも人事院勧告に従いまして給与改定を実施してまいりました。本年度も、予定ではございますが町の一般職の職員の給与については、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、改定する予定でございます。必要な条例案の提案も考えております。

 本町の議会議員、町長、副町長及び教育長の職にある者につきましては、条例案を上程するに当たっては、美里町特別職の職員の報酬等審議会からの御意見をいただくこととなっております。この御意見をいただきませんと条例改正ができないということになります。もちろんこのままでいいとなればそのままの条例でございますが、改正の要ありと御判断いただいた場合は、それを基に町長が最終判断をいたしまして条例案の提案をなすという段取りになっております。審議会の皆様には、これから諮問いたしますけれども、その内容に対して御忌憚のない御意見を賜り答申をいただければと存じますのでよろしく願いいたします。簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

伊勢課長 次に会長の選出を行う必要がありますが、選出するまでの間、副町長に仮座長を務めていただき、会議を進行してまいります。

 なお、本審議会は、美里町情報公開条例第21条の規定により、実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議は、公開するものとされていることから、公開しておりますので一般の方の傍聴が可能となっておりますので、御理解願います。それでは、副町長お願いします。

佐々木副町長 暫時、仮座長を務めさせていただきます。最初に委員の皆様の紹介を事務局からさせていただきます。

伊勢課長 委員の皆様を御紹介申し上げます。順不同でお名前をお呼びいたします。

(各委員を紹介)

佐々木副町長 それでは会長の選出に移ります。会長の選出は美里町特別職の職員の報酬等審議会条例第4条第1項の規定により、「委員の互選により定める」と規定されております。どなたを選出するか、委員皆様にお諮りいたします。どなたか、御発言をお願いしたいのですがいらっしゃいませんか。

渡邊委員 事務局から案はないのか。

佐々木副町長 それでは事務局からというお話がありましたので、事務局から案がありましたらお願いします。

高橋課長補佐 はい。事務局といたしましては、笠松清委員をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

佐々木副町長 只今、事務局からの案といたしまして、笠松委員をお願いしたいということでございますが、委員の皆様議異議がなければ拍手で御承認いただきたいと存じます。

(一同拍手)

佐々木福町長 会長に笠松委員が選出されましたので、仮座長はここまでとなります。以後、笠松会長に議長に就任いただき、これからの議事について、よろしくお願いいたします。

伊勢課長 それでは、議事に入る前に、会長に選出されました笠松清様に副町長から諮問書をお渡しいたします。

(副町長が諮問書を読み上げ、会長に手渡す。)

伊勢課長 ここで、副町長は退室いたします。それでは、笠松会長に議長に就任いただき、議事を進めてまいります。議長就任に先立ちまして、笠松会長、一言、委員皆様にごあいさつをいただければと思います。

笠松会長 改めまして、こんにちは。只今、皆様から会長に御推薦いただきました笠松でございます。不慣れではございますが務めてまいりますので皆様の御協力をお願いいたします。この審議会は、町の重要な仕事を担っている方々にそれ相応の報酬等の支給、それから財政の状況も絡んだ総合的な、地域自治体の状況も参考にしながら、あるいは国の定めに沿って進めていくものと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

笠松会長 ただいま、町長から諮問を受けましたが、まず、本審議会の運営についての議事がありますので、次第に沿って進めてまいります。

それでは議事の1番「職務代理者の指名」ですが、美里町特別職の職員の報酬等審議会条例第4条第3項の規定により、会長が職務代理者を指名することとなっております。指名させていただきます。大村委員をお願いしたいと思います。

御異議がなければ、拍手で御承認願います。

(一同拍手)

笠松会長 議事の2番「議事録署名人及び会議書記の選出」ですが、こちらから指名してよろしいですか。

(はいの声)

笠松会長 それでは指名いたします。会議書記は事務局でお願いします。議事録署名人については小野委員、渡邊委員にお願いしたいと思います。

笠松会長 議事の3番「諮問事項の審議」に入ります。お手元に資料が配布されておりますので、事務局から説明をお願いします。

高橋課長補佐 (資料1、資料2、資料3を順番に説明)

笠松会長 ただいま、事務局から説明がありました。このことについて委員皆様から、御意見がありましたら、お願いいたします。

小野委員 分からないのだが、町長の給料について、町長の給料というのは、他の町も統一したものなのか。

高橋課長補佐 統一したものではなく、各市、町ごとに定められておりますので違っております。美里町としては、合併からこの金額となっております。先ほどの資料のとおり、政治的判断もありまして、減額をしている期間があるという状況でございます。

小野委員 ほかのところと比べるとどうなのか。

伊勢課長 近隣の町の段階では、あまり変わりはありません。市になると差がございます。

笠松会長 ほかにございませんか。

大村委員 これは特別職ですけれども、一般職も同じように期末手当が0.05月分上がるのですか。

高橋課長補佐 先ほどの資料1を御覧いただきたいと思います。この上の段に記載しておりますのが一般職の国家公務員の給与改定の内容になります。この2番というところが特別給、いわゆるボーナスの改定ということで(一般職は勤勉手当0.1月分引き上げ)予定されております。

笠松会長 ほかにございませんか。

小野委員 去年も同じことを聞いた記憶があるが、減額はずっと続くのか。平成30年1月までとなっているが。

伊勢課長 新しい任期の町長が、議会に提案することになれば続くことになります。平成30年1月までとしたのは、今の町長の任期が来年の2月4日までです。1月分の報酬までは自分は減額したいという申し出があつて議会に提案をして可決されております。新たな町長が2月5日から減額したいということになれば、例えば3月の議会で提案をして4月からまた減額するという形になると思います。副町長、教育長についても、町長からお話しして一緒に議会に提案しております。

笠松委員 この20パーセントの減額というのは、何が原因だったのか。

伊勢課長 当初は10パーセントの減額でしたが、職員の懲戒処分があり、その責任ということでさらに10パーセントカットして、合計20パーセントとなっております。

笠松委員 これは、増額する場合は審議会にかかりますけれども、減額する場合については自分の意思でよろしいということか。

伊勢課長 仮に、ボーナスを減額する場合にも、この報酬審議会にお諮りします。この月額給料の減額については、町長が判断して報酬審議会にお諮りしませんでした。

大村委員 町長が、給料の減額をしたいと申し出れば、議会に諮るとということか。

伊勢課長 条例を改正しなければならないので、そのようになります。

笠松会長 ほかにございませんか。

(なしの声)

笠松会長 ほかにないようですので、特別職の職員の期末手当について、諮問どおり引き上げるとした答申とすることによろしいですか。

(はいの声)

笠松会長 それでは、議事の4番「答申」となります。事務局でこれまでの議論を踏まえ答申(案)を用意願います。その間、暫時、休憩とします。

(休憩)

笠松会長 それでは、再開します。事務局から答申(案)が皆様のお手元に配付されたと思います。答申(案)を読み上げます。

(答申(案)を読み上げる)

以上です。委員皆様、今読み上げました内容でよろしいでしょうか。

(はいの声)

笠松会長 それでは、議事の一切を終了いたしました。以上で議長の任務を終了させていただきます。ありがとうございました。

伊勢課長 それでは事務局から申し上げます。慎重な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。早速、町長に答申書を提出することといたします。

なお、本日の会議の報酬及び費用弁償につきましては、町に債権者登録いただいている委員皆様の口座に今月中に振り込みいたします。

以上をもちまして、美里町特別職の職員の報酬等審議会の一切を終了いたします。ありがとうございました。